

	<p>号外</p> <p>昭和34年4月1日</p> <p>第3種郵便物認可</p>	<p>定価1部2円</p>	<p>No.2459</p> <p>2018年</p> <p>7月17日</p>	<p>18人勧闘争も7月26日人事院交渉がヤマ場。5年連続賃上げ、諸手当改善に向けて人勧闘争に結集を!</p>
		<p>発行所</p> <p>盛岡市内丸10番1号</p> <p>岩手県内</p> <p>岩手県職員労働組合</p>		

2018年4月時点

総合的見直し
 現給保障者 行5級内 **3割**も!
 県職員約10人に1人が現給保障対象
 =平均保障月額3,302円。賃金水準維持のため大幅な賃金改善が不可欠=

2018人勧に向けて、5月1日から6月18日にかけて民間給与実態調査及び給与実態調査が行われた。今後、調査結果の精査が行われ、勧告に向けた取組が本格化する。7月13日、4月20日の人事課長着任交渉で当局に対して求めた2018年4月時点の給与制度の総合的見直しの現給保障対象者数(知事部局)の提示があった(上表のとおり)。昨年度の給与改定や4月の昇給昇格を経ても、知事部局の9.1%(381人)を占め、かつ行政職5級では約3割となっている。行政職給料表適用者の平均保障月額は3,302円(最高保障額:8,100円)となっている。現給保障期間は2019年3月までとなっており、今年の給与改定と来年4月の昇給昇格での一層の改善がなければ、賃下げに陥る。2018人勧に向け勤務意欲が持てる賃金改善と併せて、高齢層職員の一層の処遇改善が不可欠だ。

項目	2018	2017
現給保障対象者 ()は職員全体に占める割合	381人 (9.1%)	623人 (14.8%)
うち行政職5級の人数 ()は5級に占める割合	231人 (31.3%)	346人 (48.2%)

4月27日の県地公共闘・人事委員長要請書では、「現給保障対象者の状況を分析しながら、現給保障対象者の全員が解消されるまで現給保障措置の継続を検討すること」を要望している。当局から引き出した根拠等を背景に、来たる県人事委員会闘争で実態をもとに改善を強く訴え、勤務意欲が持てる改善勧告を強く求めていく。

7.12公務員連絡会・人事院職員団体審議官交渉

人事院 賃上げ・諸手当改善など具体的方向示さず
 =7.26人事院給与局長・職員福祉局長に中央行動配置・ヤマ場へ=

7月12日、公務員連絡会(議長:石原富雄国交連合委員長)は、2018人事院勧告に向けた基本姿勢を質すため、人事院・前衛職員団体審議会と交渉を行った。

①月例給・一時金に関し、「民調の完了率は例年並みの水準を確保したが、集計中であり、今の段階では何とも言えない状況」との回答にとどまり、②住居手当の改善に関しては、「受給者が増え、平均給与月額に占める額が増加している状況を踏まえ、引き続き検討」と不明確な回答にとどまった。

③定年延長の制度設計に関しては、「60歳超の職員の給与水準については、当面、民間企業における60代前半層の正社員給与水準を前提に、一定引下げた水準に設定することを基本」と賃金水準の引き下げを前提とする姿勢を示し、要求とは程遠い回答であった。交渉団から、60歳超の給与水準に関連し、現行定年までの給与カーブの維持、現行再任用職員の給与水準を実質的に上回ることが前提であるとし、賃金水準の維持を強く求めた。

④長時間労働の是正に関しては、民間労働者を対象とした時間外労働の上限規制等を含めた働き方改革関連法が成立したことを踏まえ検討を進めていること、勤務間インターバルは今後の民間企業における導入状況を注視との姿勢にとどまったことから、交渉団から働き方改革の実効性の確保に乏しいとし、積極対応を強く求めた。⑤休暇制度の改善についても、民間動向を注視との姿勢にとどまった。

公務員連絡会は、7月26日のヤマ場となる人事院給与局長・職員福祉局長交渉に中央行動を配置し、5年連続の月例給・一時金の引き上げ、諸手当改善等を求め、闘争を強化していく。

7.13 現業評議会 人事課要望書提出

現業退職者の完全補充求める ＝勤務意欲持てる賃金改善も重要課題＝

7月13日、現業評議会（議長：山口耕司管財課分会）は、退職者の完全補充（再任用希望者の任用確保、新規採用者の確保）、高位号給者等の賃金改善を柱とする要求書を佐藤人事課総括課長に提出し、秋の現業闘争に向けて検討を強く求めた。佐藤人事課長は「人員配置は主管部局から職場や実態を聞きながら対応していく」、「再任用は職員の意向を聞きながら対応することで検討する」との基本姿勢を示した。

現業評から職場実態を踏まえた新規採用者の確保、各振興局土木部等の1人職場解消などを訴えた。現業評は同日に農林水産企画室・県土整備企画室・管財課にも要請書を提出し、現場実態を訴え改善を求めた。秋の現業闘争に向け取り組みを強化していく。



佐藤人事課長に要求書を手交する山口議長（右）



実態を訴える現業評（左）と現時点の見解を示す佐藤人事課長（右）

7.31まで 地共済県支部 尿中セシウム検査補助の活用を！！

地共済県支部では、今年度も保健事業の一環として尿中セシウム検査への補助事業を実施する。この制度は震災後の原発事故に起因した放射性物質の検査関連業務に従事する職員を対象に、尿検査を行った場合に経費の一部（8割、上限20,000円）を補助するもので、組合員の意見をもとに県職労で制度創設を要求し、実現したもの。地共済県支部への申込期限は7月31日（火）必着（所属長を経由して申し込みます）。希望者は忘れずに活用しよう。